

令和7年5月26日
第10回教育委員会定例会資料
教育部学務課



立川市学校教育情報化推進方針



2025.05

立川市教育委員会 /

Tachikawa City
Board of Education



近年、AI等の先端技術が社会のあらゆる場面に浸透し、私たちの生活に様々な変化をもたらしています。予測困難なこれからの時代を生きる子どもたちは、多様な価値観を尊重し支え合うとともに、社会の変化を柔軟に受け止めて主体的に学び続けていくことが求められます。

一方で、不登校や日本語指導が必要な児童・生徒が増加傾向にあるなど、子どもたちがおかれた状況も多様化・複雑化しており、一人ひとりに合わせた支援が必要となっています。

また、学校・教員に求められる役割が拡大するなかで、教員が子どもたちと向き合い一人ひとりの学びを支えるためには、教員が本来の職務に専念できるよう、業務の効率化や負担軽減等を一層図っていくことも重要です。

子どもたちの意欲を引き出し、主体的に学び続ける力を育むとともに、学校教育が直面する課題の解決を図ることがいま求められています。そのためには、急速に進展するデジタル技術を活用して教育のデジタルトランスフォーメーションを推進し、学び方、教え方、働き方を改革していくことが必要です。

子どもたちが立川の未来を切り開き、輝き続けることができるよう、「立川市学校教育情報化推進方針」を策定し、学校教育の情報化を一層加速していきます。





INDEX

第1章 立川市学校教育情報化推進方針の策定について …3	第4章 各施策と具体的取組 …19
(1) 本方針策定の趣旨	(1) 基本方針1 ICTを活用した児童・生徒の 資質・能力の育成
(2) 方針の位置付け・期間	(2) 基本方針2 教職員のICT活用指導力の向上
第2章 立川市を取り巻く現状と課題 …6	(3) 基本方針3 ICTを活用するための環境の整備
(1) 教育の情報化に関わる社会動向	(4) 基本方針4 校務の改善とICT活用推進体制の整備
(2) 立川市の情報化の現状と課題	第5章 学校教育情報化の数値目標等 …27
第3章 立川市が目指す方向性 …16	(1) 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画
(1) 基本方針	(2) 数値目標
(2) 目指す方向性	(3) 方針の推進体制及び見直し





第1章

立川市学校教育情報化推進方針の策定について



立川市教育委員会



少子高齢化及び人口減少の進行や、IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想される等、社会が急速に変化し、複雑で予測困難となってきた中、一人ひとりの子どもたちが、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、学びを保障する手段としての遠隔・オンライン教育の推進も求められてきました。このような時代の中、ICTはこれからの学校教育に必要不可欠なものであることを前提とし、学校教育の在り方を検討していく必要があります。

子どもたちが学ぶことの意義を実感でき、一人ひとりが資質・能力を最大限に伸ばすことにより、これからの社会を生き抜く力を身に付けることができるよう、学校教育の情報化に係る教育分野全般に関する施策の方向性を定め、学校教育の情報化の更なる推進を図ることを目的として本方針を策定しました。



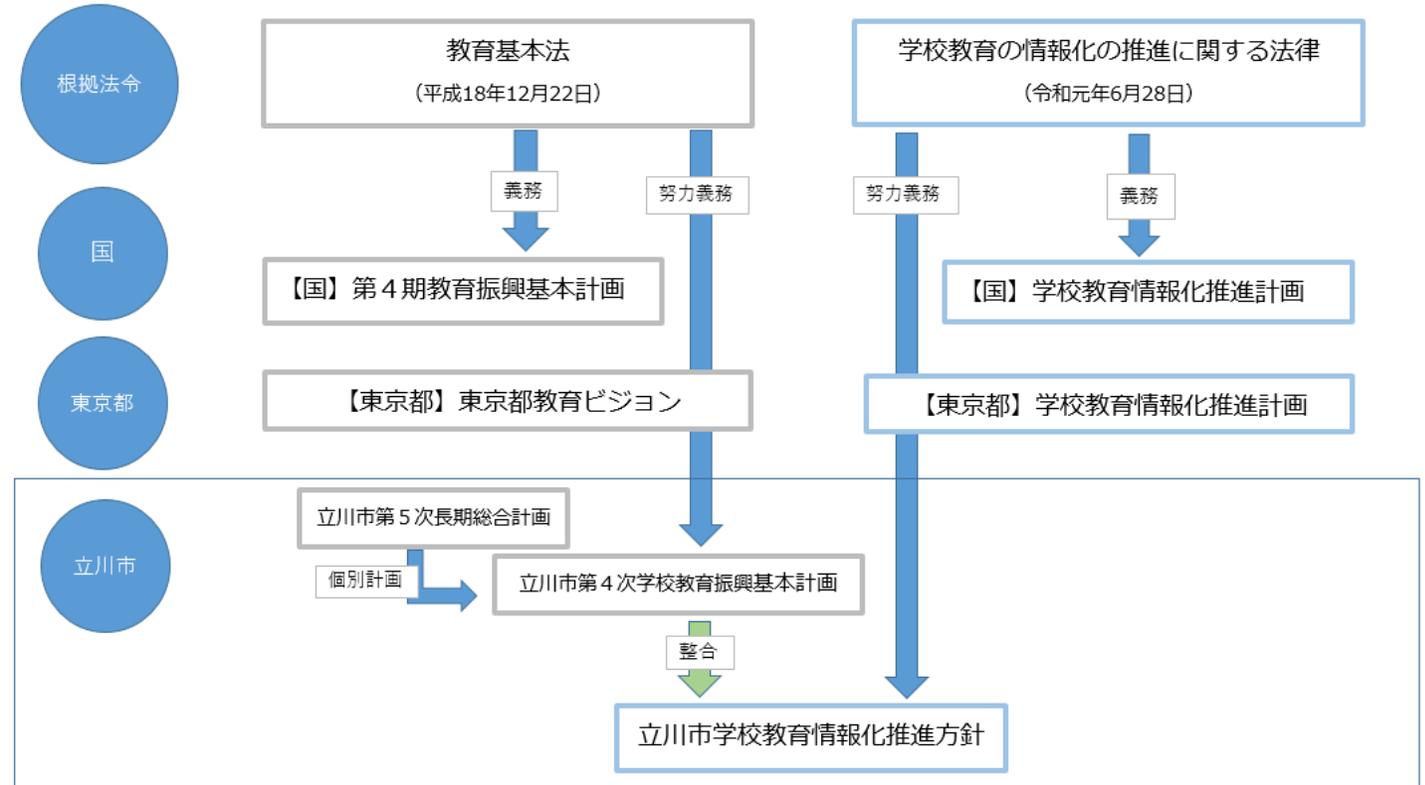
(2) 方針の位置付け・期間



本方針は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」に基づく国の「学校教育情報化推進計画」を踏まえた「市町村学校教育情報化推進計画」に合わせて策定するものです。

策定に当たっては、「東京都教育ビジョン」、「東京都学校教育情報化推進計画」のほか、本市の最上位計画である「立川市第5次長期総合計画」を踏まえつつ、「立川市第4次学校教育振興基本計画」の基本施策に取り組む上で、情報化に係る教育分野に関する施策について、より具体的な取組項目や数値目標などを定めた実施要領として活用していきます。

期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とし、教育の情報化に関する状況の変化や事業の実施状況を踏まえ、状況に応じて適時見直しを行います。





第2章

立川市を取り巻く現状と課題



立川市教育委員会



① 学習指導要領で育成が求められる力

現行の学習指導要領は、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施されています。小・中学校学習指導要領等の改訂のポイントとしては、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善が必要とされています。その中で「児童・生徒の発達の段階を考慮し情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る」こととされました。

また、学習指導要領の総則において、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられています。各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることを明記しています。



出典：文部科学省 「学習指導要領改訂の考え方」





②GIGAスクール構想による子どもたちの学習環境のデジタル化の加速

令和元年12月、文部科学省はGIGAスクール構想を公表し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるため、一人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備等の方針を示しました。なお、本構想は当初、一人1台端末を段階的に導入する計画としていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、全ての子どもたちの学びを最大限保障できる環境を早急に実現することの必要性から、令和2年度中の整備に前倒し実施され、令和3年度から一人1台端末を活用した学習が進むこととなりました。

「1人1台端末・高速通信環境」がもたらす学びの変容イメージ

GIGAスクール構想

- ✓ 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する
- ✓ これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

これまでの教育実践の蓄積 × ICT = 学習活動の一層充実
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

	「1人1台端末」ではない環境	「1人1台端末」の環境
一斉学習	<ul style="list-style-type: none"> 教師が電子黒板等を用いて説明し、子供たちの興味関心意欲を高めることはできる 	<ul style="list-style-type: none"> 教師は授業中でも一人一人の反応を把握できる → 子供たち一人一人の反応を踏まえたきめ細かな指導等、双方向型の授業展開が可能に
個別学習	<ul style="list-style-type: none"> 全員が同時に同じ内容を学習する(一人一人の理解度等に応じた学びは困難) 	<ul style="list-style-type: none"> 各人が同時に別々の内容を学習できる 各人の学習履歴が自動的に記録される → 一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた個別学習や個に応じた指導が可能に
協働学習	<ul style="list-style-type: none"> グループ発表ならば可能だが、自分独自の意見は発信しにくい(積極的な子はいつも発表するが、控えめな子は「お客さん」に) 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人が記事や動画等を集め、独自の視点で情報を編集できる 各自の考えを即時に共有し、共同編集ができる → 全ての子供が情報の編集を経験しつつ、多様な意見にも即時に触れられる

学びの深化

学びの転換

「1人1台端末」の活用によって充実する学習の例

- ☑調べる学習 課題や目的に応じて、インターネット等を用い、記事や動画等の様々な情報を主体的に収集・整理・分析
- ☑表現・制作 推敲しながらの長文の作成や、写真・音声・動画等を用いた多様な資料・作品の制作
- ☑遠隔教育 大学・海外・専門家との連携、過疎地・離島の子供たちが多様な考えに触れる機会、入院中の子供と教室をつないだ学び
- ☑情報モラル教育 実際に真偽様々な情報を活用する各場面(収集・発信など)における学習

1

出典：文部科学省 「GIGAスクール構想について」

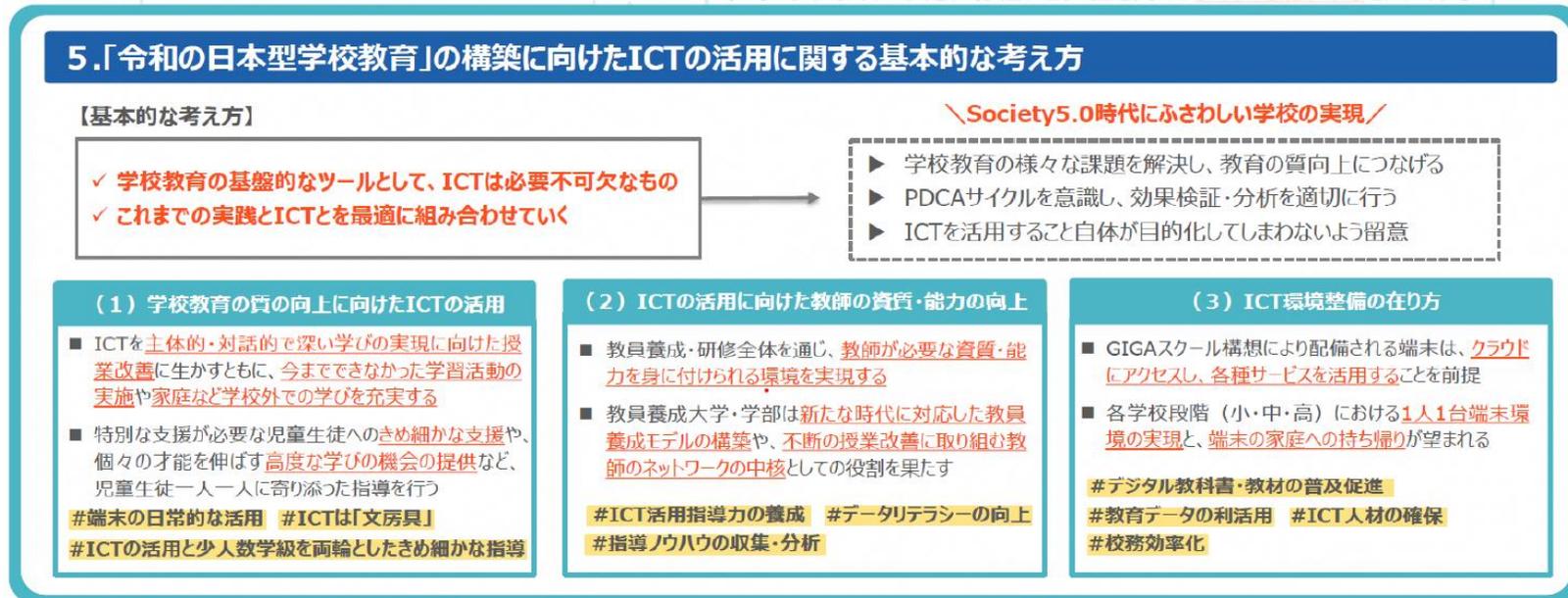




③ 令和の日本型学校教育の構築を目指して

令和3年1月、中央教育審議会から、2020年代を通じて実現すべき教育として「令和の日本型学校教育」が答申で示されました。この中で、これからの学校教育では、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげることが必要であるとされており、この実現には、学校教育の基盤的なツールとして、ICTの活用は必要不可欠であるとされています。

また、「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方として、学校教育の質の向上や教員の資質・能力の向上、ICT環境の整備の在り方について記載されています。





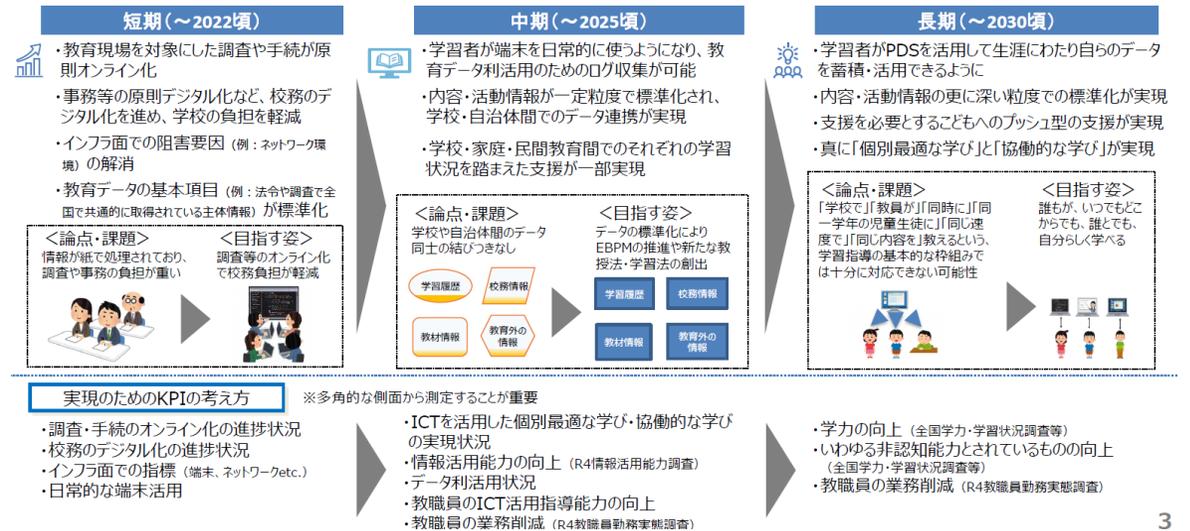
④ 教育データの利活用に関わる動向

デジタル庁は総務省及び文部科学省、経済産業省とともに、令和4年1月に「教育データ利活用ロードマップ」を公表しました。「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を教育のデジタル化のミッションとし、デジタルを手段として、学習者主体の教育への転換や、教員が子どもたちと向き合える環境を整えるための論点や工程表がまとめられ、学習eポータル標準化、教育データの標準化に関する検討が進められています。

さらに、文部科学省は、今後の教育データ利活用の進展に向けて、セキュリティや個人情報等に関する懸念の声を受け、教育データを利活用するに当たって安全・安心を確保する観点から留意すべき点等をまとめた「教育データの利活用に係る留意事項（第1版）」を公表しました。

ロードマップのポイント③（短期・中期・長期での目指す姿）

大きく3フェーズ（短期→中期→長期）に分けると、それぞれで実現を目指す姿は以下のとおり。今後、育成を目指す資質・能力の明確化・指標化とあわせ、実証事業においてユースケースを創出しながら、工程表（後掲）に基づく施策を進めていく。



出典：デジタル庁・総務省・文部科学省・経済産業省 「教育データ利活用ロードマップ」





⑤教育の情報化に関わる東京都の動向

東京都では、令和3年3月に策定・公表した「未来の東京」戦略において、子どもの「伸びる・育つ」応援戦略のひとつとして「東京型教育モデル」の展開を掲げています。当該モデルを構成するプロジェクトのひとつとして、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」が位置付けられており、Society5.0の実現に向けて、子どもたちの学ぶ意欲に応え、子どもたちの力を最大限に伸ばすツールとして、教育のICT化を強力に推進することとしています。教育のICT化を推進することにより、以下に掲げるような学び方・教え方・働き方の改革の実現を目指しています。

- ・ 「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」の学びへと大きく転換
- ・ 個別最適化された学びや子ども同士の主体的・対話的な学びなどを実現
- ・ 地理的制約や時間的制約等を超えた質の高い教育を実現
- ・ 学習ログを活用したエビデンスベースの指導の展開
- ・ 校務の効率化により子どもたちと向き合う時間を確保



出典：東京都 「未来の東京」戦略ビジョン」





① 児童・生徒の情報活用能力

【現状】

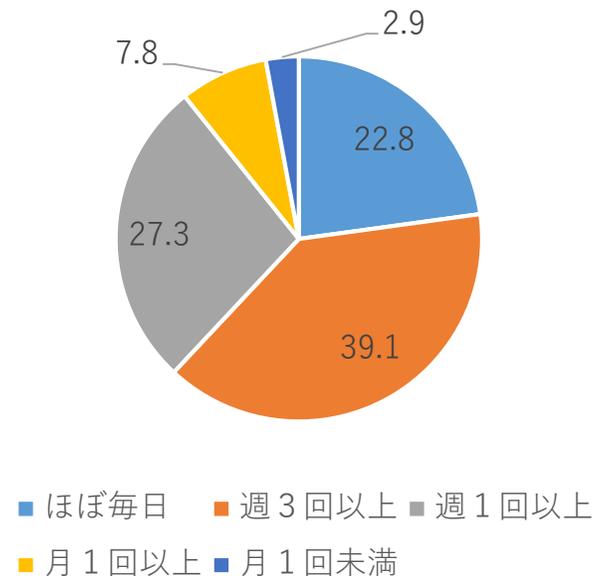
本市では、子どもたちの主体的な情報活用による思考力・判断力・表現力の育成のため、ICTを活用した授業づくりに取り組み、インターネットを使った調べ学習や、発表資料及び作品等の制作、プログラミング学習などを実践してきました。

GIGAスクール構想により配備された一人1台端末を全教科・全領域の授業で効果的に活用し、子どもが個別最適な学びと協働的な学びを行えるような実践を進めています。

【課題】

今後もよりICT機器を活用した授業や多様な学習活動の展開が想定されますが、児童・生徒がICTを活用した学びの有用性を実感するとともに、一人1台端末をはじめとするICT機器を学びのツールとして日常的に活用し、学習意欲を高めることができるよう、場面に応じた効果的な活用方法の工夫が求められます。また、学習の基盤となる力として情報活用能力の育成を図る上で、情報モラルや適性に利用するためのルール等の知識も児童・生徒は確実に習得していく必要があります。

5年生までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、どの程度使用しましたか (%)



出典：令和6年度全国学力・学習状況調査 児童質問回答結果（立川市）





②教員のICTを活用した指導力

【現状】

児童・生徒一人1台端末の整備が進み、ICTを活用して指導する能力がすべての教職員に必要不可欠となっています。しかしながら、昨今の急速なICT機器の導入に伴い、教職員間のICT活用スキル等の差は広がる傾向にあります。また、ICT機器は、児童・生徒指導や教育相談、校務の効率化等学習指導以外の面でも活用が求められるようになってきています。

【課題】

児童・生徒の学びの質を一層高めていくためには、デジタルの力を駆使して取り組むこれからの授業の在り方をすべての教職員と共有するとともに、教育データの分析から導かれる効果的な指導方法や、新しい技術を活用した指導方法に係る研修等を引き続き企画・実施し、教職員の指導力を更に向上させていくことが求められます。学校のICT活用を支える人材の活用が望まれています。

学校におけるICTを活用した学習場面

A 一斉学習	B 個別学習		C 協働学習	
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習進捗を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p>		
<p>A1 教員による教材の提示</p> <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>B1 個に応じる学習</p> <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p>	<p>B2 調査活動</p> <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	<p>C1 発表や話し合い</p> <p>グループや学年全体での発表・話し合い</p>	<p>C2 協働での意見整理</p> <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>
<p>B3 思考を深める学習</p> <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p>B4 表現・制作</p> <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p>	<p>B5 家庭学習</p> <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>	<p>C3 協働制作</p> <p>グループでの分組、協働による作品の制作</p>	<p>C4 学校の壁を超えた学習</p> <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

出典：独立行政法人教職員支援機構
「学びのイノベーション事業」実践研究報告書





③ICTを活用するための環境整備

【現状】

児童・生徒に一人1台端末を整備し、教職員端末では統合型校務支援システムを整備するほか、令和5・6年度に大型提示装置（電子黒板）を全校に配置し、授業の効果的な展開を順次進めてきました。さらに、教員が使用する指導者用デジタル教科書の整備に加え、将来の学習者用デジタル教科書の導入を見据え、文部科学省による実証事業に参加しながら、学習者用デジタル教科書の効果的な活用に向けた授業実践にも取り組みました。

【課題】

今後もよりICT機器を活用した授業や多様な学習活動の展開が想定されますが、児童・生徒がICTを活用した学びの有用性を実感するとともに、一人1台端末をはじめとするICT機器を学びのツールとして日常的に活用し、学習意欲を高めることができるよう、場面に応じた効果的な活用方法の工夫が求められます。また、授業や校務等におけるICT活用が進むことにより、通信需要の増加や新たな管理・運用負担等が生じています。





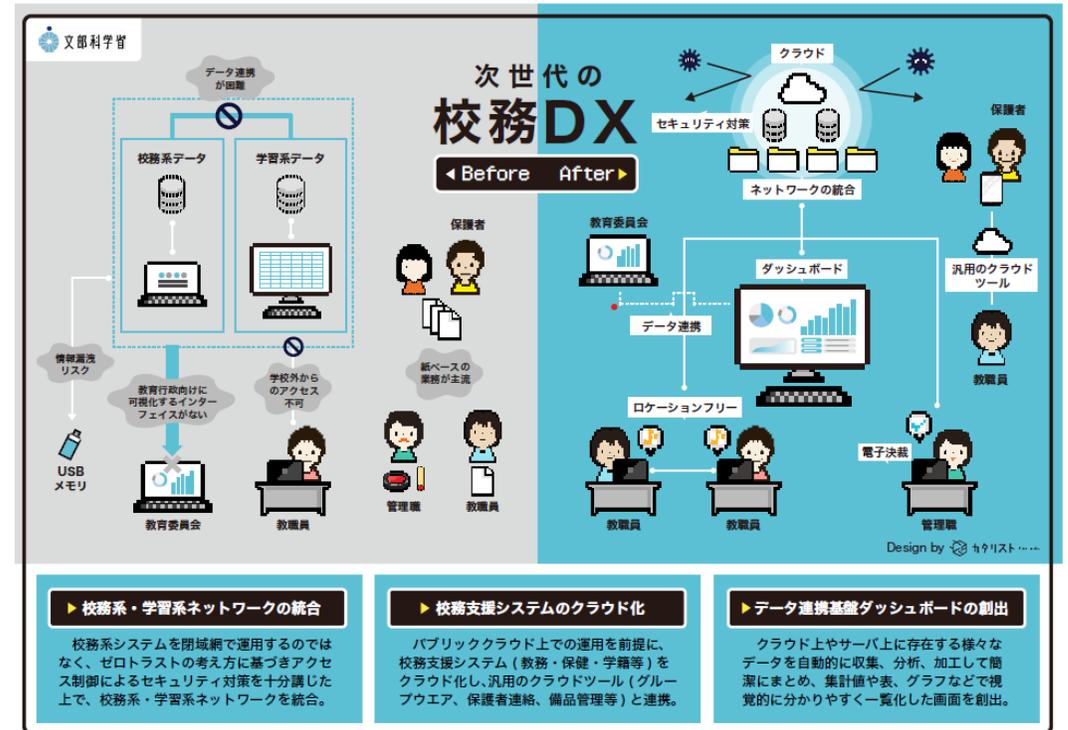
④校務の改善とICT推進体制の整備

【現状】

本市では、校務支援システムを全校展開するとともに、学校と家庭の連絡機能やアンケートのデジタル化の普及、中学校への自動採点システムの導入など、学校の情報化による校務の効率化や教職員の負担軽減の取組を進めてきました。しかしながら、長時間勤務の教職員が依然として多い状況があり、更なる効率化や負担軽減に向け、働き方改革の一層の推進が必要です。

【課題】

今後も、児童・生徒と向き合う時間をつくり出す環境の確保に向けた、教員の多忙化解消に寄与し得る学校の情報化について検討を引き続き進めて行く必要があります。学校・教員が担うべき業務を見直し、デジタルの力も活かして、教職員が効果を実感できる校務効率化を進める必要があります。



出典：文部科学省 GIGAスクール構想の下での校務DXについて
～教員の働きやすさと教育活動の一層の高度化を目指して～





第3章

立川市が目指す方向性



立川市教育委員会



市の課題及び教育の情報化による教育の質の向上という本方針の目的を踏まえ、教育の情報化の3つの側面である「情報活用能力の育成（情報教育）」、「教科指導におけるICTの活用」、「校務の情報化」を本方針の策定における視点とします。併せて、上記3つを実現する基盤として、「ICT環境整備の推進とICT活用推進体制の整備」を位置付け、以下の方針に沿った施策を計画的・総合的に推進します。

- ①ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成
- ②教員のICT活用指導力の向上
- ③ICTを活用するための環境の整備
- ④校務の改善とICT活用推進体制の整備





今後、これまでの教育ICT 推進の取組みを踏まえ、以下のとおり現状・課題及び目指すべき将来像を整理するとともに、今後は大幅に整備、拡充した教育ICT 基盤の積極的な利活用推進を通して目指すべき将来像の実現に向けた取組みを推進していきます。

【基本方針1】 「ICTを活用した児童・生徒の資質・能力の育成」
ICTの活用により、児童・生徒の情報活用能力等の資質・能力を高めます。

【基本方針2】 「教員のICT活用指導力の向上」
全ての児童・生徒に等しく情報活用能力を育成する素地を培うため、あらゆる教職員がICTを活用して指導する力を身に付けられるよう、研修の充実や支援体制の強化等を進めます。

【基本方針3】 「ICTを活用するための環境の整備」
児童・生徒の学習活動の充実を図るため、教育データの利活用や教員の働き方改革に寄与する環境整備を進めます。

【基本方針4】 「学校情報化の推進とICT活用の推進体制構築」
校務のデジタル化など、学校における働き方改革の実現に向けた取組を進めるとともに、ICTを活用した教育の推進のために必要な体制を整備します。





第4章 各施策と具体的取組





ICTの活用により、児童・生徒の情報活用能力等の資質・能力を高めます。

①ICTの効果的な利活用の促進

学習の効果を高めるため、ICT を授業における多様な場面に取り入れ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実など、目的に応じて適切に活用し、よりわかりやすく理解が深まる授業づくりを推進します。また、各教科等のねらいに応じて、学習活動の中にICT を効果的に活用する場面を取り入れ、質の高い探究的な学びの実現などの授業改善を進めながら子どもたちの情報活用能力の育成を図ります。

②情報モラル教育の充実

児童・生徒が情報に対する責任ある考えや行動をしようとする態度などを身に付け、安全・安心に情報を利活用していくことができるよう、情報モラルやメディアリテラシーの育成に関する指導を進めます。

③健康面への配慮

ICT活用における視力など心身の健康面への影響について、各種調査結果や専門的知見も踏まえ、留意点を広く共有します。子どもたちの近視の状況等については、健康診断の結果をもとに把握していきます。





④いじめ・自殺・不登校等の対応の充実

いじめ・自殺・不登校等の未然防止、早期把握、早期対応に向けた、一人1台端末等によるアンケート等の活用により、児童・生徒の心身の状況の把握や教育相談等を充実させていきます。

⑤特別な支援を必要とする児童・生徒の教育環境の整備

特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、ICTの活用により、学びの困難さを軽減するとともに、能力を引き出すことにより、学びの楽しさを実感できるような指導の効果を高めるために、特別支援教育の情報化と質の向上を推進します。また、障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服する効果が期待されているため、一人ひとりの教育的ニーズに合わせたきめ細やかな支援や個々の才能を伸ばす高度な学びの機会を提供するためにICTを活用します。

⑥日本語指導が必要な児童・生徒の教育の充実

日本語指導が必要な児童・生徒について、デジタル教材等の導入により、指導の充実に向けた取組を進めます。また、多言語翻訳機器・アプリ等を活用し、日本語指導が必要な児童・生徒に対する教科指導中の支援、生活面での支援等の充実を推進するとともに、外国籍等の保護者との連絡や就学・進学相談等における多言語翻訳機器・アプリ等の活用を促進することにより、学校と保護者の連携を推進します。





全ての児童・生徒に等しく情報活用能力を育成する素地を培うため、あらゆる教職員がICTを活用して指導する力を身に付けられるよう、研修の充実や支援体制の強化等を進めます。

①教職員の資質向上

教員のICT活用指導力や情報リテラシーの向上を図るため、指導力に応じたICT利活用研修やICT担当教員や管理職を対象とした研修等を実施します。なお、研修の開催に当たっては、より多くの教員が参加できるように研修内容に応じて、集合研修形式に加え、オンライン配信等による工夫をします。

②ICT活用体制の整備

ICTを有効に活用し学校間の格差を生じさせないために、学校に対してICT活用の推進に向けた校内体制の強化をはじめとした学校経営面の支援や、ICT支援員（4校あたり1名）をはじめとする専門人材の配置、ICTに関する問い合わせを受け付けるヘルプデスクの設置等、学校現場を支える体制の構築をします。

③教職員情報セキュリティ研修の実施

GIGAスクール端末の導入により以前にも増して情報セキュリティの重要性が高まっていることを受け、教職員一人ひとりが情報資産の区分に応じた適切な取扱いと管理方法を習得できるよう、教職員を対象とした情報セキュリティ研修を毎年実施します。





児童・生徒の学習活動の充実を図るため、教育データの利活用や教員の働き方改革に寄与する環境整備を進めます。

①GIGAスクール端末の維持管理

本市は、令和8年度にGIGAスクール構想により導入した一人1台端末の更新を行う予定であることから、予備機を含め最適な運用の計画を行います。

②校内ネットワーク回線の更改

校務系と学習系のネットワーク環境を統合し、必要な高速大容量の通信ネットワークに対応したネットワーク更改とシステムについてはパブリッククラウド方式のフルクラウド化を実現します。今後、デジタル教材等の利用により、データ通信量が増大することが予想されますので、適宜、通信量の測定等を実施し、適切な通信速度で教材等を利用できるようにネットワーク環境の維持に努めます。

③教育データの利活用、教育DXの推進

デジタル庁と文部科学省等の関係省庁が連名で策定した「教育データ利活用ロードマップ」も踏まえつつ、一人1台端末環境を前提として、個人情報保護等に十分留意した上で、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用を推進します。また、校務のデジタル化を帳簿の電子化に留めず、学習系のシステムやデータと有効に連携させるなど、デジタル技術とデータを活用して、知見の共有と新たな教育価値の創出を目指す教育DXを進めていきます。





④個人情報の保護・情報セキュリティ対策等

一人1台端末環境におけるクラウドの日常的な活用や、利用するネットワーク・場所にとらわれないセキュリティ対策を目指します。その際、個人情報の保護等に十分に配慮しながら、データ利活用のメリットを活かせるよう、安全・安心な利活用が図られる仕組みやルールを構築していきます。セキュリティ対策は定期的に見直しを行うべきものであり、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改訂など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教職員及び児童・生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進します。





校務のデジタル化など、学校における働き方改革の実現に向けた取組を進めるとともに、ICTを活用した教育の推進のために必要な体制を整備します。

① 学習の継続的な支援等のための体制の整備

ICTを活用した学びを推進するためには学校現場を支える体制の構築が必要であるため、訪問型ICT支援員の配置や、各学校の情報担当者が連携するための仕組みの整備などを進めます。また、情報担当者など特定の教職員に負担が偏ることのないよう、管理職の責任で適切な校務分掌や校内の連携体制の構築が行われるよう支援します。

② 情報化による校務効率化

書類作成や情報共有、採点・集計作業などについて、デジタルの活用によって効率化を進めます。統合型校務支援システムを導入しており、一人一人の状況を多面的に把握したきめ細かな指導や支援を進めます。校務情報と学習系データの連携を進めるため、ネットワーク分離を必要としない、アクセス制御による対策を講じたシステム構成への移行に向けて情報収集に努めます。

③ 校務支援システムの更改

統合型校務支援システムは、学籍系、教務系、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学校事務系等の機能を統合したシステムです。次世代の校務支援システムについて、文部科学省は、教務・保健・学籍等に関する機能を核とし、クラウド上での運用を前提とすることが望ましいとしています。令和8年4月の次回更新等の機会を見据えて、次世代の統合型システムの導入を進めていきます。





④ 学びに関する情報の一元管理

これまで校務系、学習系それぞれに存在していた児童・生徒の学びに関する情報をクラウド上のデータベースに集約するなどの方法で一元管理します。情報の一元管理により、教職員は、校務用端末に備えた「ダッシュボード機能」から個々の児童・生徒の状況を速やかに把握するとともに、効率的な成績処理等を行うなど事務負担軽減が期待できます。「学びに関する情報の一元管理」や「ダッシュボード機能」について、調査・導入検討を進めます。

⑤ 学校・保護者間の連絡

学校から保護者への情報発信は、児童・生徒の学校での活動を理解していただくうえで重要です。学校からのたよりの配信、欠席の連絡の受け付け、保護者あてアンケートなどのオンライン化により保護者の利便性向上や教職員の業務負担軽減、校務の効率化を図ります。





第5章 学校教育情報化の数値目標等





公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和2・3年にGIGAスクール構想により整備した児童・生徒一人1台端末（Chromebook）は、使用年数の経過に伴い故障の増加等が懸念されます。端末の更新に当たって、文部科学省が示す「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」による各種計画を定め、国の補助制度「公立学校情報機器整備事業費補助金」を活用します。当事業の実施に係る計画は以下のとおりです。

- (1) 端末整備・更新計画
- (2) ネットワーク整備計画
- (3) 校務DX計画
- (4) 一人1台端末の利活用に係る計画





本方針に基づく取り組みの達成状況を把握するため、次の通り目標値を設定します。

指標（児童・生徒）	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
①学習の中でPC・タブレットなどのICT機器使って、自分のペースで理解しながら学習を進めることができるかという設問に対して、「とてもそう思う」または「そう思う」と肯定的な回答した児童・生徒の割合 <small>（全国学力・学習状況調査より）</small>	児童：東京都 84.5% 立川市 83.2% 生徒：東京都 78.4% 立川市 76.4%	令和6年度で都と比較すると小学校-1.3ポイント、中学校-2.0ポイントのため、小中学校ともに都と同水準を目指す 小：+1.3ポイント 中：+2.0ポイント
②学習の中でPC・タブレットなどのICT機器使って、分からないことがあった時に、すぐ調べることができるかという設問に対して、「とてもそう思う」または「そう思う」と肯定的な回答した児童・生徒の割合 <small>（全国学力・学習状況調査より）</small>	児童：東京都 92.3% 立川市 92.7% 生徒：東京都 93.6% 立川市 92.0%	令和6年度で都と比較すると小学校+0.4ポイント、中学校は-1.6ポイントのため、小学校は現状維持、中学校は都と同水準を目指す 小：±0ポイント 中：+1.6ポイント
③学習の中でPC・タブレットなどのICT機器使って、自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができるかという設問に対して、「とてもそう思う」または「そう思う」と肯定的な回答した児童・生徒の割合 <small>（全国学力・学習状況調査より）</small>	児童：東京都 79.0% 立川市 76.0% 生徒：東京都 76.9% 立川市 73.6%	令和6年度で都と比較すると小学校-3.0ポイント、中学校-3.3ポイントのため、小中学校ともに都と同水準を目指す 小：+3.0ポイント 中：+3.3ポイント





指標（教職員）	現状（令和6年度）	目標（令和11年度）
①教材研究・指導の準備・評価・校務などにICTを活用する能力について、「活用できる」または「やや活用できる」と肯定的な回答をした教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査より)	東京都：92.2% 立川市：90.2%	令和6年度で都と比較すると-2.0ポイントのため、都と同水準を目指す
②教員が授業中にICTを活用する能力について、「活用できる」または「やや活用できる」と肯定的な回答をした教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査より)	東京都：85.0% 立川市：80.7%	令和6年度で都と比較すると-4.3ポイントのため、都と同水準を目指す
③教員が児童・生徒のICT活用を指導する能力について、「指導できる」または「やや指導できる」と肯定的な回答した教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査より)	東京都：85.6% 立川市：82.7%	令和6年度で都と比較すると-2.9ポイントのため、都と同水準を目指す
④教員が情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力について、「指導できる」または「やや指導できる」と肯定的な回答した教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査より)	東京都：91.1% 立川市：90.6%	令和6年度で都と比較すると-0.5ポイントのため、都と同水準を目指す





方針の推進体制について

本方針の実施に当たっては、教育委員会、学校、保護者、関係機関、市長部局が情報共有に努め、連携・協力体制を強化しながら取組を着実に推進していきます。また、学校ニーズをよりの確に把握し、日々発達する情報通信技術を踏まえ、最適な整備・施策を展開していくため、執行態勢の見直しについても検討してまいります。

検証と評価及び見直しについて

次年度以降も実施状況等を確認しながら本方針を推進していきます。毎年実施している教員及び児童・生徒への各種調査や、学校管理職へのヒアリング、ICT支援員及びヘルプデスクからの報告内容を分析し、教育委員会へ実績を報告します。学校や教員の意見反映を図り、教育委員会に設置されている立川市ICT教育推進検討委員会にも意見を求めながら評価・検証を行い、必要に応じて見直しを図るPDCAサイクルで運用を行います。

